

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の 一部を改正する法律に係る衆議院における修正

- 感染症法等改正法案については、衆議院において、以下の規定が追加され、令和4年12月2日に成立した。

附 則

(検討)

第二条 (略)

2 政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症（感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。附則第六条において同じ。）への位置付けの在り方について、感染症法第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3・4 (略)